

静岡労働局発表

公表日時 平成25年12月9日
14時

担当	静岡労働局職業安定部職業対策課
	課長
	課長補佐
	事業所給付監査官
	事業所給付監査官 電話054(271)9970

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について

雇用調整助成金等については、不正受給を防止するため、平成22年11月1日から、不正受給を行った事業主を公表することとしたところであるが、今般、下記の事業主について、雇用調整助成金等を不正に受給したことが確認されたので、公表することとする。

記

事業主	名 称	フジテック株式会社
	代表者氏名	小山 哲男
事業所	名 称	フジテック株式会社
	所 在 地	静岡県浜松市東区材木町 918-2
	概 要	設備工事業
不正受給の概要	金 額	8,239,685 円
	内 容	中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる休業について、実際は休業を行っていないにもかかわらず、出勤簿等を偽造し、助成金を不正に受給したことが労働局の行った調査によって明らかになったもの。

静岡労働局発表

公表日時 平成25年12月9日
14時

担当	静岡労働局職業安定部職業対策課
	課長
	課長補佐
	事業所給付監査官
	事業所給付監査官 電話054(271)9970

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について

雇用調整助成金等については、不正受給を防止するため、平成22年11月1日から、不正受給を行った事業主を公表することとしたところであるが、今般、下記の事業主について、雇用調整助成金等を不正に受給したことが確認されたので、公表することとする。

記

事業主	名 称	美容室メリーアン
	代表者氏名	吉田 百合子
事業所	名 称	美容室メリーアン
	所 在 地	静岡県三島市徳倉 906-2 ヨコミビル1階
	概 要	美容業
不正受給の概要	金 額	465,070 円
	内 容	中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる休業について、実際は休業を行っていないにもかかわらず、出勤簿等を偽造し、助成金を不正に受給したことが労働局の行った調査によって明らかになったもの。

静岡労働局発表

公表日時 平成25年12月9日

14時

担当	静岡労働局職業安定部職業対策課 課長 課長補佐 事業所給付監査官 事業所給付監査官 電話054(271)9970
----	---

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について

雇用調整助成金等については、不正受給を防止するため、平成22年11月1日から、不正受給を行った事業主を公表することとしたところであるが、今般、下記の事業主について、雇用調整助成金等を不正に受給したことが確認されたので、公表することとする。

記

事業主	名 称	有限会社大和田技研
	代表者氏名	大和田 隆則
事業所	名 称	有限会社大和田技研
	所 在 地	静岡県掛川市上西郷 1821-7
	概 要	情報通信機械器具製造業
不正受給の概要	金 額	753,226 円
	内 容	中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる休業について、実際は休業を行っていないにもかかわらず、出勤簿等を偽造し、助成金を不正に受給したことが労働局の行った調査によって明らかになったもの。

静岡労働局発表

公表日時 平成25年12月9日
14時

担当	静岡労働局職業安定部職業対策課
	課長
	課長補佐
	事業所給付監査官
	事業所給付監査官 電話054(271)9970

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について

雇用調整助成金等については、不正受給を防止するため、平成22年11月1日から、不正受給を行った事業主を公表することとしたところであるが、今般、下記の事業主について、雇用調整助成金等を不正に受給したことが確認されたので、公表することとする。

記

事業主	名 称	有限会社ゆみかトランスポーテ
	代表者氏名	小川 正司
事業所	名 称	有限会社ゆみかトランスポーテ
	所 在 地	静岡県焼津市高新田 2411-1
	概 要	道路貨物運送業
不正受給の概要	金 額	6,591,438 円
	内 容	中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる休業について、実際は休業を行っていないにもかかわらず、出勤簿等を偽造し、助成金を不正に受給したことが労働局の行った調査によって明らかになったもの。

静岡労働局発表

公表日時 平成25年12月9日
14時

担当	静岡労働局職業安定部職業対策課 課長 課長補佐 事業所給付監査官 事業所給付監査官 電話054(271)9970
----	---

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について

雇用調整助成金等については、不正受給を防止するため、平成22年11月1日から、不正受給を行った事業主を公表することとしたところであるが、今般、下記の事業主について、雇用調整助成金等を不正に受給したことが確認されたので、公表することとする。

記

事業主	名 称	ネオプライム株式会社
	代表者氏名	永田 直司
事業所	名 称	ネオプライム株式会社
	所 在 地	静岡県浜松市南区本郷町 568
	概 要	印刷業
不正受給の概要	金 額	6,911,355 円
	内 容	中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる休業について、実際は休業を行っていないにもかかわらず、出勤簿等を偽造し、助成金を不正に受給したことが労働局の行った調査によって明らかになったもの。